

減免の種類と必要書類

【減免の種類】

種 類	該 当 要 件
災害	<p>① 火災や風水害等の被害を受けた場合。</p> <p>② 納税義務者又はその世帯に属する被保険者の所有する家屋等が3分の1以上（床上浸水も含む）の損害を受けた場合。</p> <p>③ 納税義務者又はその世帯に属する被保険者の令和2年中の所得金額が1,000万円未満</p>
失業 休廃業 事業不振	<p>① 納税義務者又はその世帯に属する被保険者の失業（解雇、病気等やむを得ない理由によるものとし、定年退職、正当な理由のない自己都合退職及び懲戒解雇は除く）、休廃業又は事業不振により所得が大幅に減少した場合。</p> <p>② 納税義務者及びその世帯に属する被保険者の令和3年中の<u>見込所得額</u>^{※1}が前年所得金額の70%（前年所得金額が200万円以下のときは80%）以下。</p> <p>③ 納税義務者及びその世帯に属する被保険者の令和3年中の<u>見込所得額</u>^{※1}が、基準生活費の140%以下。</p>
病気等	<p>① 納税義務者又はその世帯に属する被保険者の傷病により医療費が多額にのぼる場合。</p> <p>② 納税義務者及びその世帯に属する被保険者の令和3年中の医療費支払見込額が見込所得額の30%以上。</p> <p>③ 納税義務者及びその世帯に属する被保険者の令和3年中の<u>見込所得額</u>^{※1}が、基準生活費の140%以下。</p>
生活困窮	<p>① 納税義務者又はその世帯に属する被保険者が貧困により生活のため<u>公私の扶助</u>^{※2}を受けている場合。</p> <p>② 納税義務者及びその世帯に属する被保険者の令和3年中の<u>見込所得額</u>^{※1}が前年所得金額の70%（前年所得金額が200万円以下のときは80%）以下。</p> <p>③ 納税義務者及びその世帯に属する被保険者の令和3年中の<u>見込所得額</u>^{※1}が、基準生活費の140%以下。</p>
譲渡所得を全額 債務の返済に充 てた場合	<p>① 納税義務者又はその世帯に属する被保険者が、自己の債務の返済又は連帯債務の履行のために、令和2年中に土地・建物を売却したことにより譲渡所得が生じ、保険税が課税された当該譲渡所得の基となる収入金額の全額をその債務の返済に充てた場合。</p> <p>② 納税義務者及びその世帯に属する被保険者の令和3年中の<u>見込所得額</u>^{※1}が、基準生活費の160%以下。</p> <p>* 債務等には、遊興費、当該譲渡によらない公租公課（延滞金等含む）、自動車ローン等は含みません。</p>
療養給付制限	<p>① 刑事施設、少年院等に拘禁又は収容され、療養の給付制限を受けた期間*がある場合。</p> <p>* 療養の給付制限に該当することとなった日の前日及び該当しなくなった日の翌日の属する月は除きます。</p>

※1：給与や年金の場合は所得控除後の金額、事業の場合は必要経費を差し引いた後の金額です。申請時の確定金額と申請後の見込額を合算し、見込所得額とします。

※2：公私の扶助は、児童扶養手当、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金）の貸付、または同一世帯ではなく、かつ同一生計でない者からの生活扶助です。

- (注1) 減免の種類ごとに全ての要件に該当した場合に減免が適用されます。
- (注2) 令和3年度(令和4年3月31日まで)に申請が必要です。(療養給付制限は除く。)
- (注3) 国民健康保険の加入手続きが遅れ、年度を遡って加入した場合、遡って課税された保険税は減免の対象となりません。
- (注4) 非自発的失業により保険税の軽減に該当した人の前年給与所得については、その30%に相当する額を他の所得がある場合はそれらと合算して、前年所得金額とします。

【必要書類】

国民健康保険税減免申請書、収入申告書のほか、種類に応じて以下の書類が必要です。

種 類	減免理由の確認書類	収入関係書類	その他
災害	り災証明書	—	印鑑
失業	雇用保険受給資格者証等の写し	○給与収入の場合 源泉徴収票・給与明細等の写し ○事業収入等の場合 収入と必要経費が確認できる書類 ○年金収入の場合 年金支払通知書等の写し	該当する場合 ・借家・アパート等の賃貸借契約書の写し
休・廃業 事業不振	休・廃業届の写し等		
病気等	医療費の領収書の写し 診断書の写し(ある場合)		
生活困窮	児童扶養手当証書、決定通知の写し等 私的扶助をうけていることを証する書類(任意様式の申立書可)※		
譲渡所得を全額 債務の返済に充 てた場合	土地建物の売却金額が分かる書類の写し 返済した債務の領収書等の写し		
療養給付制限	在所証明書等	—	印鑑

- (注1) 申請者の世帯主だけでなく、国民健康保険へ加入している人に収入や医療費等、該当する事項がある場合は、その書類が必要です。
- (注2) 減免相談の内容により、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※私的扶助の申立書記載例

申 立 書

私（申立人）は、〇〇〇〇（援助を受けている者）の生活のため、〇〇年〇〇月〇〇日から、月額〇〇〇〇〇円を援助していることを申し立てます。

〇〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 宛

申立人

住 所

（連絡先）

氏 名

㊟

援助を受けている者

住 所

（連絡先）

氏 名

問い合わせ：国保年金課 賦課・年金班 042—769—8296